

利用者・家族やケアマネジャーなどの関係職への周知が今後の課題だ。

計画書の活用場面として上げられたのは、「ケアマネジャーとの情報共有」が約8割。課題として挙げられているのは計画書の作成による業務負担増、「記入作業負担が大きい」が74.5%に上っていた。

→福祉用具サービス計画は、今年度の報酬改定で福祉用具レンタル・販売時の作成が義務付けられた。ケアプランに基づき、用具ごとの選定理由や留意点をまとめた計画書を作成し、利用者に交付する。既存を含む全ケースで、今年度中に作成する必要がある。

#### ▼ 福祉用具計画で効果4割

#### 「作成に負担感」は7割

全国福祉用具専門相談員協実態調査  
全国福祉用具専門相談員協会（山下一平理事長）はこのほど、今年度から福祉用具事業所に義務付けられた福祉用具サービス計画についての全国調査の速報値を公表した。

調査はサービス計画の作成状況を調べるのが目的。昨年10月に全国の福祉用具事業所の半数にあたる3,813カ所にアンケート調査した。回答は1,166事業所（回答率30.6%）。

調査結果によると、計画書作成の効果については、「福祉用具の選定根拠を説明しやすくなった」、「利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなった」、「利用者の身体状況や住環境を確認しやすくなった」といった回答が高かったが、いずれも4割超にとどまっていた。

一方で、「利用者家族に意義が浸透しておらず活用されていない」(45.2%)、「ケアマネなどの他職種に対して意義が浸透しておらず活用されていない」(32.3%)という声も。